

令和4年9月20日（令和4(2022)年度第20号）



全国保育士会委員ニュース

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

<ニュースの内容>

- 第55回全国保育士会研究大会「特別分科会」の発表者が決定しました
- 第17回「保育スーパーバイザー」養成研修会を開催しました
- 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十八報）（令和4年9月13日現在）」が発出されました（厚生労働省）

■ 第55回全国保育士会研究大会「特別分科会」の発表者が決定しました

令和4年11月24日（木）開催の第55回全国保育士会研究大会（奈良大会）において、自由発表の場として「特別分科会」を設けています。

この度、全国の会員の皆さまからご応募をいただき、本会大会運営委員会による審査の結果、下記のとおり発表者が決定しました。

都道府県・指定都市名	発表者氏名 (敬称略)	法人・施設名	発表テーマ
岩手県	有住 百香里	奥州市立 幼保連携型認定こども 園稲瀬わかば園	幼児教育と小学校教育をつなぐ 接続期カリキュラムに関する研究 —保小交流活動から相互理解を深める—
福井県	金牧 香代子	社会福祉法人 本荘すこやか福祉会 本荘こども園	医療的ケア児支援と就学に向けての アクション
広島県	高松 綾子	福山市立大学附属こども 園	子ども同士が育ち合う保育 —実践事例からの考察—
福岡市	高 明	社会福祉法人 秀和会 脇山保育園	食物アレルギーとクッキング活動の取り組み

「特別分科会」は、自らの実践に対し全国の仲間から意見をいただき、意見交換をおこなうことで保育の質の向上をはかる場として位置づけています。本研究大会は、全国の仲間の多様な実践に触れ、ともに保育の質を高めていく機会となりますので、ぜひご参加ください。

開催要項および参加申し込みは、下記ホームページをご参照ください。

■開催要項ホームページ

<https://www.z-hoikushikai.com/kensyukai/kensyukai.php?id=101>

■第55回全国保育士会研究大会 申込専用ページ

<https://www.mwt-mice.com/events/2022hoikushikai55>

■ 第17回「保育スーパーバイザー」養成研修会を開催しました

全国保育士会では、主任保育士・主幹保育教諭特別講座修了生のためのリカレント研修として、「保育スーパーバイザー」養成研修会を実施しております。

近年、児童福祉法改正やこども家庭庁の創設など、保育を取り巻く環境が大きく変化しています。保育所・認定こども園はこれまでの実践を振り返り、あらたな視点・手法の導入等も検討しながら自らの実践を発展させることや、専門職としての役割を再認識する等、社会の変化に対応した機能を発揮することが必要です。また、主任保育士・主幹保育教諭等のリーダー的職員には、職員一人ひとりが、組織の一員として業務を着実に遂行しながら、専門職としても成長していくための支援を行うことが求められます。

本研修会は、そうした役割を担う「保育スーパーバイザー」を養成し、組織および保育の質の向上に寄与することを目的に開催しており、今年度はオンラインによるライブ配信にて実施し、77名の方にご参加いただきました。

当日は、金沢星稜大学の開仁志教授より、「保育所・認定こども園等における人材育成とスーパービジョン」についてご講義いただき、人材育成のポイントや保育士・保育教諭等の心のケア等についてご説明いただきました。



～開先生による講義～



～村松会長による基調報告～

とくに、新人層や中堅層がそれぞれ生きてきた時代背景や置かれている状況の違いについての説明では、大きくうなずいている受講者も多く、人材育成における悩みを全国の仲間が抱えていることを共有するとともに、今後のかかわりかたのヒントを得ることができました。また、グループワークでは、全国各地の他園の取り組み等を聞くことができ、参加者からは「自園における今後の取り組みを考える際の参考になった」等の感想が寄せられました。

■「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について(第十八報)(令和 4 年 9 月 13 日現在)」が発出されました(厚生労働省)

令和 4 年 11 月 24 日(木)開催の第 55 回全国保育士会研究大会(奈良大会)において、自由発表の場として「特別分科会」を設けています。

令和 4 年 9 月 13 日に、厚生労働省から標題事務連絡が発出されました。

令和 4 年 9 月 7 日に開催された本日の第 98 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードにおける議論を踏まえ、With コロナの新たな段階への移行を見据え、新型コロナウイルス感染症の有症状又は無症状患者の療養期間等について見直しが行われました。同日、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」が発出されています。

【新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し】

(全国保育士会事務局抜粋)

- **有症状患者(人工呼吸器等による治療を行った場合および、現に入院している者を除く)**
 - ・ 発症日から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には 8 日目から解除を可能とする(従来の療養期間:10 日間→7 日間に短縮)。
 - ・ ただし、10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。
- **無症状患者**
 - ・ 検体採取日から 7 日間を経過した場合には 8 日目に療養解除を可能とする(従来から変更なし)。
 - ・ 加えて、5 日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5 日間経過後(6 日目)に解除を可能とする。ただし、7 日間が経過するまでは、感染リス

クが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする(従来の療養期間:7日間→5日間に短縮)。

今回発出されたQ&Aでは、上記見直しを受け、保育所等の子どもが感染した場合の対応について、既存のQ&Aの修正が行われています。

保育所等の子どもについても、有症状患者の場合には、基本的に上記取り扱いと同様に、これまでの療養期間10日間から7日間に短縮し、「症状軽快後24時間が経過した場合には、8日目から登園することは差し支えない」とされています。しかし、その場合であっても、10日間が経過するまでの感染予防対策については、基本的な感染症対策として、下記の通り示されています。

【問3-4 子どもが感染してしまった場合、いつまで登園を控えるべきか】

(全国保育士会事務局抜粋)

- (略) 子どものマスク着用については、これまで2歳未満では、マスク着用は奨めておらず、引き続き個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、子どものマスク着用を一律に求めないこととしておりますが、
- 10日が経過するまでの間における感染予防行動については、基本的な感染症対策として
 - ・ こまめな手洗い、消毒などの基本的対策の徹底
 - ・ 効果的な換気
 - ・ 施設の規模や子どもの状況などに応じて、大人数での行事等感染リスクが高い活動をさける

など感染を広げない形での保育を実践する等といった取組を行うなどの感染症対策の徹底をお願いします。

また、無症状患者の療養期間の短縮(7日から5日)は、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合に療養期間の解除が可能とされており、乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定していないため、乳幼児の無症状患者の療養期間は変更なく、引き続き7日間の待機となるとされています。

なお、保育士等の職員については、療養期間後3日間について、マスクを着用すること等の自主的な感染予防行動の徹底が示されています。

それぞれの通知の詳細は、別添資料をご参照ください。